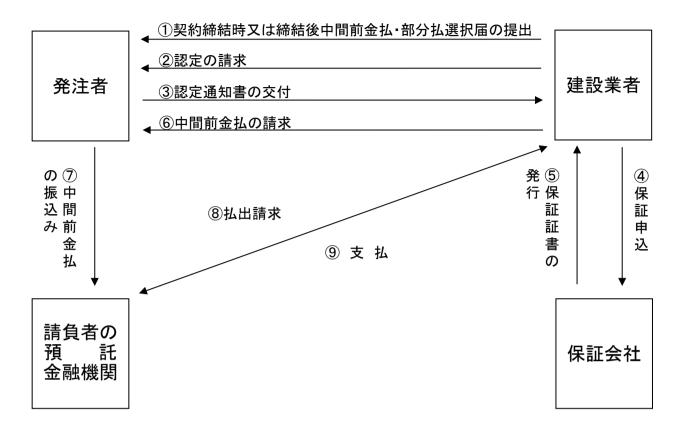
## 中間前金払に係る手続きの流れ



- 中間前金払・部分払選択に係る届出書(様式第5号)の提出契約締結時又は締結後に中間前金払か部分払かどちらかを選択していただきます。中間前金払を 選択した場合において、以下の手続をとるようになります。
- 〇 中間前金払認定請求書(様式第1号)

受注者から発注者に対して、中間前金払にかかる認定の請求が行われます。その場合、工期の 1/2を経過し、工程表により工期の1/2を経過するまでに実施すべき工事が行われており、また、 その工事の進捗が金額面でも1/2以上であることを確認する必要があります。

## 〇 認定調査

発注者は認定請求に基づき、上記条件に合致しているかどうか調査を行います。月別の工事進 捗率を記した簡易な工事履行報告書(様式第2号)の資料により行います。

- 中間前金払認定通知書(様式第4号)の交付
  - 調査の結果、条件をみたしている場合、発注者は認定通知書を作成し、認定請求後速やかに請負者に交付します。
- 〇 保証証書の発行

保証会社は、受注者から保証申込を受け、中間前払保証証書を発行します。

- 中間前金払の請求(保証証書提出)受注者から発注者に対し、請求書に保証証書を添えて、中間前払金の請求を行います。
- 〇 中間前払金の支出

発注者は、請求を受けた後、受注者の預託金融機関に、請求があった日から20日以内に中間 前払金を振り込みます。